

旅客の範囲（要支援者、その他の障害者）の確認方法の事例

※「その他の障害者」とは、道路運送法施行規則第49条第3号ニに該当する者である。

1. 判定組織を設置して判断

（事例1）

- ① 判定委員会の対象となるのは、要支援者及びその他の障害者。
- ② 運営協議会事務局において、運送団体が利用者に聴取して作成したチェックシート、介護保険被保険者証及び医師の診断書を確認。チェックシートについて指摘事項があれば、事務局から運送団体に聴取。
- ③ 事務局での確認後、判定委員会に送付し、協議により判定。ただし、実際には、ケアマネージャーに判定を委ねることが多い。
- ④ 判定委員会は、市内を営業区域に含むタクシー等の事業者及びその組織する団体、市内において現に福祉有償運送を行っているNPO法人に属する者のうちその代表者が指名する者及び市健康福祉部障害福祉課長により構成。

（事例2）

- ① 判定委員会の対象となるのは、すべての旅客。
- ② 判定委員会では、市の健康福祉センターの保有する情報をもとに協議を行い、タクシーの利用が困難であり、福祉有償運送の利用が必要であるか否かについて判定。運営協議会へは、年1回行われる運営状況に関する報告の際、毎月の登録者について報告。
- ③ 判定委員会は、タクシー事業者及びその運転者が組織する団体の代表者、健康福祉部長寿障害福祉課職員及び健康福祉部地域包括支援センター職員により構成。必要な場合にはさらに説明員を参加させることができる。

（事例3）

- ① 判定会議の対象となるのは、要支援者。
- ② 運送団体が会員登録の際に、介護保険被保険者証を確認するとともに、利用者から移動困難申出書の提出を求める。
- ③ 運営協議会事務局（市高齢福祉課）において、申出書及び要介護認定資料をもとに確認し、疑義があれば運送団体と調整。
- ④ 事務局での確認後、判定会議において最終判断を行い、結果は運営協議会に報告。
- ⑤ 判定会議は、市の医師職職員、保健師及び事務局により構成。

〈その他の障害者の判定方法〉

- ⑥ その他の障害者のうち知的障害者については、運送団体が、療育手帳又は障害者年金証書等障害の程度が分かる書面を確認。精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳若しくは障害事由の年金又は障害給付金の受給を確認。両者とも、運送団体における確認後、運営協議会事務局で判定を行う。

- ⑦ その他の障害者のうち障害者手帳を持たない者については、運営協議会事務局が、医師の診断書（知的障害者については知的障害者更正相談所による判定書、精神障害者については当該障害を事由とする年金又は特別障害給付金も含む）及び利用者からの移動困難申出書を確認して判定。なお、診断書が無い場合には運営協議会で協議。
- ⑧ 判定結果については、運営協議会に報告。

2. 運営協議会事務局で判断

（事例 1）

- ① 要支援者について、運営協議会事務局が、介護保険被保険者証の保有の有無を確認し、これと運送団体が旅客としての認定の際に行ったヒアリング記録により判定。判定の参考とするため、障害者福祉担当部署のみではなく、介護保険担当部署においても上記の確認を行った上で、両方で協議を行う。
- ② その他の障害者については、各障害者手帳を持っている場合が大半であるため、手帳の保有の有無を確認して、同様に判定。
- ③ 複数市町村からなる運営協議会においては、旅客の範囲の確認手続きについて、担当者会議を開催して上記の方法で統一。

（事例 2）

- ① 要支援者について、運営協議会事務局が、介護保険被保険者証を確認して判定。
- ② その他の障害者のうち、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳保持者については手帳を確認して判定。手帳等の保持者以外については、原則、医師の診断書（「自らタクシーに乗り移動することが困難」である旨記載されたもの）により判定。ただし、それが困難な場合には、市町村（地域包括支援センター含む）の保健師の確認書（同旨記載）又は民生委員の調査書（同旨記載）の順に代えられる。
- ③ いずれの旅客についても、判定結果については、運営協議会に報告。

（事例 3）

- ① 要支援者及びその他の障害者について、運営協議会事務局が、介護保険被保険者証又は障害者手帳、難病患者については公費負担助成決定通知の写し又は診断書とともに、利用者からの有償運送の利用を必要とする理由書を確認して判定。
- ② 判定結果については、運営協議会に報告。

（事例 4）

- ① 当該地区で定められている「福祉有償運送移動困難者判定基準」に基づいて判断。
- ② 要支援者については、介護認定時の主治医の意見書並びに認定調査票により、ねたきり度がA以上又は認知（痴呆）度がⅡ以上であることを確認。

- ③ その他の障害者については、障害者自立支援法に基づく認定調査又は自治体が調査した調査票にて、交通手段について、見守り又は一部介助若しくは全介助を要することを確認。
- ④ これらの情報を障害担当の職員が確認の上、判定。判定できない場合は障害担当の意見を聞きながら、運営協議会事務局で判定。

3. 運送団体が会員登録時に書面を確認、運営協議会事務局で判断

(事例1)

- ① 運送団体が、身体障害者については身体障害者手帳の写しを確認。要介護者については介護保険証の写しを確認。要支援者については、介護保険被保険者証の写し及び医師による証明書（※医師による証明書だけでは、具体的な身体状況が把握できない場合、又は医師による証明書の入手が困難な場合には、ケアプランの写し又はケアマネージャーからの意見書）を確認。その他の障害者については、その障害に応じて、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の写し、支援センターによる身体状況を記録した文書、医師による証明書（※同）を確認。
- ② 運営協議会事務局が、利用者からの「福祉有償運送に係る移動困難申出書」に加え、医師の証明書及び療育手帳若しくはケアプランの写し又はケアマネージャーからの意見書に基づいて判定。なお、医師の証明書の入手が困難な場合は、例えば地域包括支援センター、障害者生活支援センター、発達障害者支援センター等が作成した身体状況及び生活実態が把握できる書類によって代えることができる。
- ③ 判定結果については、運営協議会に報告。

(事例2)

- ① 運送団体が、介護保険被保険者証若しくはその障害又は疾病を証する書類（障害に応じた各障害者手帳、難病患者にあっては公費負担助成決定通知の写し又は医師の診断書）を確認。会員名簿にこれらの書類を添付した書面を用意。
- ② 運営協議会事務局が、運送団体が用意した書面とともに、旅客の移動制約状況について確認の上、判定。

4. 運営協議会で判断

(事例)

- ① 判定の対象となるのは、要支援者及びその他の障害者。
- ② 運営協議会の構成員が、対象者について運送団体の担当者から直接聴取を行い、これをもとに運営協議会で最終的な判定を行う。